県内中小企業者向け 低利の設備資金のご案内

機械設備類貸与制度

長期・低利の
『割賦販売』
『リース』

低利
0.3%から

保証金(頭金)
不要

予算に限りがあるため、お早めにお申し込みください。

公益財団法人福島県産業振興センター

設備投資を低利、かつ、固定金利で応援します！

〈 ご利用イメージ 〉

製造業

製パン機械 (100万円)
リース契約

開業に必要な機械設備の導入にあたりリース契約を利用することで初期費用を抑え、運転資金に余裕を持たせることが出来ました。

建設業

ユニック車 (2,800万円)
割賦契約

元金償還が６ヶ月据え置きなので、売上が入金されてから支払いを始めることができたので、資金繰りに余裕ができました。

対象設備例

- **製造業** ………… NC旋盤、マシニングセンタ、測定器、食品加工機械、など
- **建設業** ………… 油圧ショベル、ホイルローダ、ブルドーザ、など
- **運送業** ………… 大型トラック、冷凍冷蔵車、ユニック車、など
- **サービス業** ……… 冷凍ショーケース、冷凍機、厨房設備、など
- **その他** ………… ボイラー、キュービクル、排水処理設備、ソフトウェア（PCとセット）、など

対象外

- 土地・建物
- 建物と一体型の設備
- レンタル用の設備
- 既に導入している設備 など

機械設備類貸与制度とは

福島県の制度資金です。中小企業者の皆様が希望する機械設備類を福島県産業振興センター（当センター）が購入し、その代金を分割又は一定のリース料でお支払いいただく割賦販売・ファイナンスリース制度です。金融機関の借入枠外での設備投資を低利、かつ、固定金利で応援します。

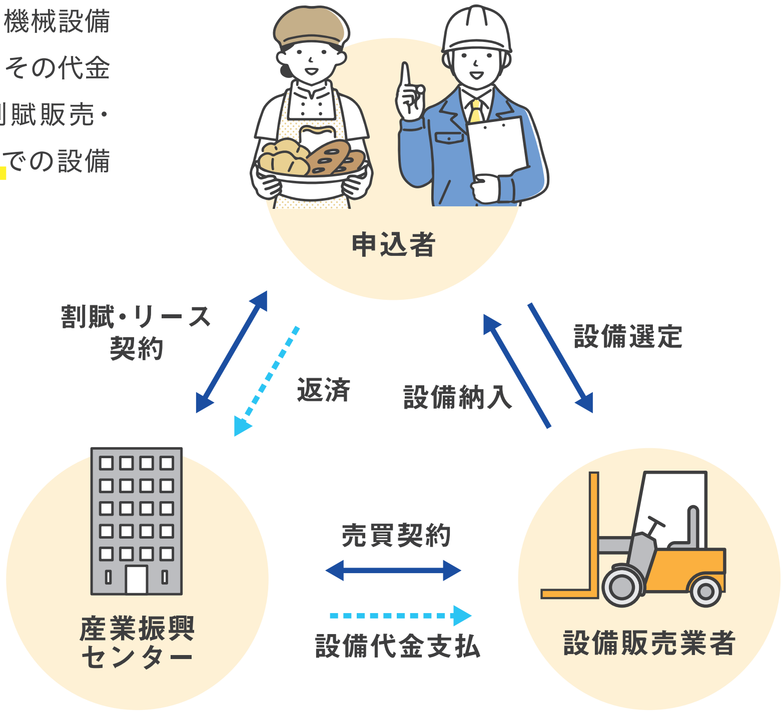

貸与限度額 ※同一年度内

50万円～1億円

期間

3年～10年以内

料率 経営状況等に基づき決定されます。

（令和6年4月現在）

割賦損料率	月額リース料率（期間7年の場合）
年率 0.3%～3.0%	1.262%～1.416% ※設備金額×月額リース料率(%) =月々のお支払い額(百円未満切り捨て)

※一定の条件を満たし、DX推進に寄与すると認められる機械設備類は料率を優遇します。詳細はお問い合わせください。

制度概要

	割賦販売	リース
対象者	(1) 県内に事業所、工場等を有している中小企業者(中小企業基本法第2条第1項各号に掲げるもの) (2) 県内に主たる事業所を有し、中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律に基づき設立された組合 ※ 反社会的勢力である者、及び反社会的勢力と関与がある者は対象となりません。 ※ 3分の1を超える数又は額の株式又は出資を中小企業者以外の事業者が単独で所有する者は対象となりません。	
対象設備	**経営基盤の強化及び生産技術の向上に寄与すると認められる設備またはプログラム** ※県内に設置し、自社で使用する設備であること。 ※すでに設置済み、契約済みの設備は対象となりません。 ※車両・建設機械など、リースの対象とはならない設備があります。	
貸与限度額	**50万円～1億円**	
期間	**3年～10年以内** ※設備の法定耐用年数や、経済的に陳腐化するまでの年数及び設備購入価格等を勘案して決定いたします。	※設備の法定耐用年数や設備購入価格等を勘案して決定いたします。
連帯保証人	**「経営者保証に関するガイドライン」に則って判断**	
担保	**原則不要**	
返済方法	**口座振替による月賦償還**	
一部内入	• 借入利息を軽減するため、設備価格2,000万円以上の場合は、価格の1/2以内の内入(前納)が可能です。 • 金融機関の借入との協調が可能です。 • 事前にご相談ください。	―
所有権	当センターが留保し、完済後に移転	所有権は当センター
税務処理	固定資産に計上し、固定資産税の申告・納付が必要	固定資産税は当センターが納付
損害保険	利用者負担にて、契約期間中は貸与設備に損害保険を付保	当センターがリース設備に損害保険を付保
その他	元金償還は6ヶ月据え置き	リース契約は中途解約不可 期間終了後は、再リースにより継続使用可能

割賦販売・リースのメリット比較

割賦販売	リース
■ 完済後に所有権移転 ■ 固定資産に計上でき、減価償却が可能 ■ 元金償還は6ヵ月据え置き	■ 全額損金処理可能 ■ 償却資産税申告納付、保険料等の管理事務不要

申込から償還完了までの流れ

必要に応じて事前相談 ▶ 申込書提出 ▶ 現地調査（毎月中旬） ▶ 審査委員会（毎月下旬） ▶ 貸与決定

▶ **割賦制度**：割賦契約 ▶ 設備設置・検収 ▶ 返済開始 ▶ ▶ ▶ 返済完了 ▶ 所有権移転

▶ **リース制度**：リース契約 ▶ 設備設置・検収 ▶ リース開始 ▶ ▶ ▶ リース完了 ▶ 設備引揚／再リース

申込手続きについて

申込期間　随時受付 (原則、毎月5日締め切り。当日末までに審査結果をお知らせ)

申込方法　下記必要書類を申込窓口へ提出(郵送可)

申込窓口　(公財)福島県産業振興センター　資金支援課

必要書類

① 貸与申込書

② 直近2ヶ年分の税務申告書一式(決算書、勘定科目内訳書、固定資産減価償却内訳明細書を含む)

③ 直近の合計残高試算表

④ 会社の土地・家屋名寄帳又は課税明細書

⑤ 連帯保証人の土地・家屋名寄帳又は課税明細書

⑥ 県税（県民税・事業税）の未納がないことの証明書（直近2ヶ年分の領収書の写しでも可）

⑦ 申込み機械設備の見積書、カタログ

⑧ 金融機関の借入返済表

⑨ 反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書

⑩ 個人事業主の場合は発行から3ヶ月以内の住民票

※ ①、⑨の用紙は、当センターのホームページからダウンロードが可能です。

※審査の結果、ご希望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

本制度の申請方法についてのご相談・ご質問はもちろん、「割賦とリースのどちらを選んだら良いか相談したい」、「大まかな料率がどの程度になりそうか知りたい」等、お気軽にお問い合わせください。

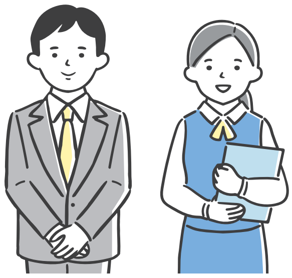

お申し込み・お問い合わせ先

公益財団法人福島県産業振興センター　資金支援課

〒960-8053 福島市三河南町1番20号 コラッセふくしま6階

TEL:024-525-4075　FAX:024-525-4079

https://www.utsukushima.net　Webサイトはこちら